

新旧対照表(案)

○神奈川県男女共同参画推進条例

新	旧
(目的) 第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に <u>寄与し、もってジェンダー平等を実現し、全ての人が個性と力を發揮できること</u> を目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に <u>寄与する</u> ことを目的とする。
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 男女共同参画 男女が、 <u>ジェンダー平等の実現を目指して</u> 、互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。 (2) (略) <u>(3) ジェンダー平等 全ての人が、社会的又は文化的に形成された性別による格差、差別及び偏見が解消され平等である状態をいう。</u> <u>(4) (略)</u> (5) セクシュアル・ハラスメント _____性的な言動により相手方の職場、家庭、学校、地域その他の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 男女共同参画 男女が _____、互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。 (2) 事業者 事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。 <u>(3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。</u> <u>(4) セクシュアル・ハラスメント 相手が望まない</u> 性的な言動により相手方の職場、家庭、学校、地域その他の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
(男女共同参画を推進するための理念) 第3条 男女共同参画の推進は、 <u>全ての人の</u> 個人としての尊厳が重んぜられ性別によるいかなる権利侵害も受けないこと、あらゆる場において <u>全ての人が性別</u> による差別的取扱いを受けないこと、 <u>全ての人が個人</u> としての能力を發揮する機会が確保されることその他の <u>全ての人の</u> 人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。	(男女共同参画を推進するための理念) 第3条 男女共同参画の推進は、 <u>男女の</u> 個人としての尊厳が重んぜられ性別によるいかなる権利侵害も受けないこと、あらゆる場において <u>男女が性別</u> による差別的取扱いを受けないこと、 <u>男女が個人</u> としての能力を發揮する機会が確保されることその他の <u>男女の</u> 人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
2 男女共同参画の推進は、 <u>全ての人が性別によらず</u> 、社会のあらゆる分野に	2 男女共同参画の推進は、 <u>男女が</u> 社会のあらゆる分野に

新	旧
<p>おける意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。</p> <p>3 男女共同参画の推進は、家族を構成する<u>全ての人</u>が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と職業生活その他の社会生活等との調和を図ることができるようすることを旨として、行われなければならない。</p> <p>4 男女共同参画の推進に当たっては、<u>社会的又は文化的に形成された性別等による固定的な役割分担の意識を解消し、</u>社会における活動の自由な選択<u>が行われる</u>よう配慮されなければならない。</p> <p>(県の責務)</p>	<p>おける意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。</p> <p>3 男女共同参画の推進は、家族を構成する<u>男女</u>が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と職業生活その他の社会生活等との調和を図ができるようすることを旨として、行われなければならない。</p> <p>4 男女共同参画の推進に当たっては、<u>社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の</u>社会における活動の自由な選択<u>に対して影響を及ぼすことのない</u>よう配慮されなければならない。</p> <p>(県の責務)</p>
<p>第4条 (略)</p> <p>2 県は、<u>全ての施策においてジェンダー平等の視点を意識し、</u>男女共同参画の推進に関する施策について、市町村、事業者及び県民と協力して実施するよう努めなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(県民の責務)</p> <p>第6条 県民は、条例の理念にのっとり、あらゆる分野において<u>共に責任を担い、及び互いに協力するとともに、男女共同参画の推進を阻害する行為を行わない</u>よう努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(性別による権利侵害行為の禁止)</p> <p>第7条 何人も、職場、家庭、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、<u>暴力的行為</u>（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）その他の性別による権利侵害行為を行ってはならない。</p>	<p>第4条 県は、前条に規定する理念（以下「条例の理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>一部改正〔令和3年条例25号〕</p> <p>2 県は、<u>男女共同参画</u>の推進に関する施策について、市町村、事業者及び県民と協力して実施するよう努めなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、条例の理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進を図るものとする。</p> <p>2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(県民の責務)</p> <p>第6条 県民は、条例の理念にのっとり、あらゆる分野において<u>男女が共に責任を担い、及び互いに協力するとともに、男女共同参画の推進を阻害する行為を行わない</u>よう努めなければならない。</p> <p>2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(性別による権利侵害行為の禁止)</p> <p>第7条 何人も、職場、家庭、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、<u>異性に対する暴力的行為</u>（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）その他の性別による権利侵害行為を行ってはならない。</p>

新	旧
(セクシュアル・ハラスメント等の禁止等)	(セクシュアル・ハラスメントの禁止等)
第8条 何人も、セクシュアル・ハラスメント等を行ってはならない。	第8条 何人も、セクシュアル・ハラスメント等を行ってはならない。
2 (略)	2 事業者は、事業活動を行うに当たり、その使用する者が当該事業の執行に際し、第三者（取引先の従業員、施設利用者、生徒等を含む。）に対しセクシュアル・ハラスメントを行わないよう必要な配慮に努めなければならない。 一部改正〔令和3年条例25号〕
(情報を読み解く能力の向上)	(情報を読み解く能力の向上)
第9条 県は、県民が、 <u>固定的な性別役割分担意識や暴力を助長し、又は連想させるなど</u> 男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現に関し、提供される情報を主体的に解釈し、及び評価するための能力の向上を図ろうとする取組に必要な施策を講じるものとする。	第9条 県は、県民が、 <u>男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現に関し、提供される情報を主体的に解釈し、及び評価するための能力の向上を図ろうとする取組に必要な施策を講じるものとする。</u>
第10条～第16条 (略)	第10条～第16条 (略)